

住宅用家屋証明申請書に必要な書類

個人が新築したもの

- ・住宅用家屋証明申請書
 - ・住民票(住所をまだ移していない場合は「現在の住民票+申立書」)
 - ・表題登記の登記事項証明(登記簿謄本)又は登記済通知書
 - ・認定書の写し(特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合)
 - ・委任状(本人以外の場合)
- ※ 建築後 1 年以内の家屋

建築後未使用の住宅(建売住宅など)

- ・住宅用家屋証明申請書
 - ・住民票(住所をまだ移していない場合は「現在の住民票+申立書」)
 - ・表題登記の登記事項証明(登記簿謄本)又は登記済通知書
 - ・売買契約書又は所有権譲渡証明書
 - ・家屋未使用証明
 - ・認定書の写し(特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合)
 - ・委任状(本人以外の場合)
- ※ 取得後 1 年以内の家屋

既存のもの(中古住宅など)

- ・住宅用家屋証明申請書
- ・住民票(住所をまだ移していない場合は「現在の住民票+申立書」)
- ・表題登記の登記事項証明(登記簿謄本)又は登記済通知書
- ・売買契約書、所有権譲渡証明書又は登記原因証明情報のいずれか1つ
- ・委任状(本人以外の場合)

※ 取得後 1 年以内の家屋

※ 登記簿上の建築日付が昭和 57 年1月1日以後に建築された家屋

※ 中古住宅は、事前に現況調査を行う必要がありますので、1週間程度前までに資産税課家屋係まで連絡してください。ただし、マンションの場合は除く。

既存のもの(中古住宅など)で租税特別措置法第 74 条の 3 に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の場合は、必要な書類のほかに次の書類の写しも併せて提出してください。

- ・増改築等工事証明書(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用)
- ・保険付保証明書(給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事を行い工事費が 50 万円を超える場合で、侵入を防止する部分を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険が締結されていることを証する書類)

共通要件

- (1) 個人が自己の居住に供する家屋であること。
- (2) 床面積が 50 平方メートル以上であること。
- (3) 事務所・店舗などの併用住宅については、その床面積の 90%を超える部分が住宅であること。
- (4) 区分所有建物については、耐火または準耐火建造物であること。